

本号で公布された
法令のあらまし

◇電波法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第一二号）（総務省）

1 電子情報処理組織を使用して無線局の免許等の申請をする者が納めなければならない手数料の額を引き下げることとした。（第二条第二項及び第四項、第六条ただし書、第八条ただし書並びに第九条ただし書関係）
2 この政令は、平成二十年四月一日から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第一三三号）（厚生労働省）

1 医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する必要がある医薬品として、ソラフェニブ、その塩類及びそれらの製剤並びにイブリソモマブ、チウキセタン及びその製剤を指定することとした。（第六四条関係）
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一四号）（農林水産省）

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七七号）（同法附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日を平成二十年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日を平成二十年四月一日とすることとした。

◇漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一五号）（農林水産省）

1 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七七号）の施行に伴い、漁業法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、海洋水産資源開発促進法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

3 漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、南極地域の環境の保護に関する法律施行令について所要の規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

4 この政令の施行に伴う所要の経過措置を規定することとした。（第四条及び第五条関係）

5 この政令は、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七七号）の施行の日（平成二十年四月一日）から施行することとした。

政令

電波法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年一月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第十二号

電波法関係手数料令の一部を改正する政令
内閣は、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三百条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項の表一の項の項下欄中「七、〇〇〇」を「四、九〇〇」に、「三、二〇〇」を「二、四〇〇」に、「九、九〇〇」を「七、二〇〇」に、「一五、八〇〇」を「一一、五〇〇」に、「三三、〇〇〇」を「二四、〇〇〇」に改め、同表の表二の項の項下欄中「四、四五〇」を「二、九五〇」に、「一、九五〇」を「一、三五〇」に改め、同表の表三の項の項下欄中「四、四五〇」を「三、三〇〇」に、「一、九五〇」を「一、三五〇」に改め、同項の次に次のように加える。

表四の項	九、七〇〇	七、五〇〇
	五、二〇〇	三、七〇〇
	三九、一〇〇	二八、四〇〇
	五四、三〇〇	三九、〇〇〇
	九六、四〇〇	六八、九〇〇
	一一二、七〇〇	九五、〇〇〇
	一五四、二〇〇	一一七、二〇〇
表五の項	一一、三〇〇	八、六〇〇
	六、〇〇〇	四、三〇〇
	四六、二〇〇	三三、六〇〇
	七六、八〇〇	五五、七〇〇
	一三〇、八〇〇	九四、二〇〇
	一五二、四〇〇	一〇八、九〇〇
	一六七、八〇〇	一一九、六〇〇
表六の項	九、三〇〇	六、二〇〇
	三、五五〇	二、三五〇

第二条第二項の表の表七の項の項下欄中「六、五〇〇」を「四、五〇〇」に、「四、六五〇」を「三、五〇〇」に、「二、二〇〇」を「八、三〇〇」に、「二、四、九〇〇」を「七、三〇〇」に改め、同表の表八の項の項下欄中「四、二〇〇」を「二、九〇〇」に、「二、九五〇」を「一、九五〇」に、「七、九〇〇」を「五、五〇〇」に改め、同表の表九の項の項下欄中「三、四〇〇」を「二、五五〇」に、「一、八五〇」を「一、五〇〇」に、「四、一五〇」を「三、〇五〇」に、「三、二五〇」を「二、四〇〇」に、「六、五〇〇」を「四、五〇〇」に、「四、八五〇」を「三、二五〇」に、「一、四、五〇〇」を「一、〇、四〇〇」に、「二、五、四〇〇」を「一、七、〇〇〇」に、「九、六〇〇」を「六、五〇〇」に、「三、〇、一〇〇」を「一、九、三〇〇」に、「二、六〇〇」を「八、七〇〇」に改め、同条第四項中「二、八〇〇」を「二、〇〇〇」に、「三、四五〇」を「二、四五〇」に、「五、三〇〇」を「三、五〇〇」に、「九、七〇〇」を「七、一〇〇」に、「一、六、四〇〇」を「一、九〇〇」に改める。
第六条ただし書中「一〇、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「三、三五〇円」に改める。
第八条ただし書中「二、二〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、三五〇円」を「二、〇五〇円」に改める。
第九条ただし書中「二、八五〇円」を「二、一五〇円」に、「一、八〇〇円」を「二、四〇〇円」に改める。

附則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

総務大臣 増田 寛也
財務大臣 額賀福志郎
内閣総理大臣 福田 康夫

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年一月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第十三号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第九十七号を第九十九号とし、第三十号から第九十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二十九号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 四一（四一―三一（四一クローロ―三―トリフルオロメチルフェニル）ウレイド）フエノキシ―N―メチルピリジン―ニ―カルボキサミド（別名ソラフェニブ）、その塩類及びそれらの製剤
別表第二中第二十八号を第二十九号とし、第十六号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。
十六 イブリツモマブ チウキセタン及びその製剤

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年一月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第十四号

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二十二年四月一日とする。

総務大臣 増田 寛也
農林水産大臣 若林 正俊
国土交通大臣 冬柴 鐵三
内閣総理大臣 福田 康夫

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年一月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第十五号

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十七号）の施行に伴い、同法附則第四条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（漁業法施行令の一部改正）
第一条 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項中「一の指定漁業」を「いずれかの指定漁業」に、「から第四項まで」を「から第五項まで」に改め、同条第二項中「者」の下に「法第五十八条の二第三項第二号の申請に基づく許可又は起業の認可を受けている者」に「新技術の企業化により現に同項第一号の申請に基づく許可を受けている者と同程度の漁業生産を確保することが可能となつたもの」として同号の農林水産省令で定める基準に適合するものに限り、「を」を「認可を受けていた者」の下に「を含む」を加え、「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。
第一条の六中「から第四項まで」を「から第五項まで」に改める。
第一条の七第一項中「一の指定漁業」を「いずれかの指定漁業」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同条第二項中「一の指定漁業」を「いずれかの指定漁業」に改める。
第一条の八中「一の指定漁業」を「いずれかの指定漁業」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

（海洋水産資源開発促進法施行令の一部改正）
第二条 海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項中「第六十五条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。
（南極地域の環境の保護に関する法律施行令の一部改正）
第三条 南極地域の環境の保護に関する法律施行令（平成九年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第六十五条第一項」の下に「又は第二項」を、「規定」の下に「同項の規定に基づく農林水産省令の規定については、」を加え、同条第三号中「第四条第一項」の下に「又は第二項」を、「規定」の下に「同項の規定に基づく農林水産省令の規定については、」を加える。